

## （3）生活指導・進路指導

## ア 生活指導

- ① 道徳・安全指導・命の教育等を通して、人権尊重、自他の生命を大切にする心を養う。
- ② からかいやSNSによるトラブル、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を行うため、校内研修や日々の声掛け等で教職員の感度を高め、アセス、アンケート調査、個人面談、三者面談等の活用及び外部機関等との連携強化を進める。また、道徳や行事・総合的な学習の時間を核に、生徒の多様性を理解する力の醸成を図る。
- ③ たくましさ・しなやかさを併せもつ心身を育み、生徒が健全で明るく活力ある学校生活を送れるよう生活指導部が中心となり、実態に即した基本的生活習慣の確立や規範意識向上のための指導を計画的に進めていくとともに、よりよい校則の在り方についての検討を継続させる。また、生徒指導提要(改訂版)を活用し、全教職員が一体となり発達支持的生徒指導を積極的に推進し、生徒の「自己指導能力」の育成を図るとともに、生徒の「学校とのつながりの意識」の向上を図る。
- ④ スクールカウンセラーや担任等との二者面談、あいさつ運動、美化委員会と連携した落ち葉掃き清掃等の活動や校外での体験活動等を通して、生徒と教師や周囲の人々との触れ合いや信頼関係を大切にし、豊かな人間関係を築ける生徒の育成を目指す。
- ⑤ 生徒が落ち着き集中して学校生活・学習に取り組めるよう、教師力を高めて一律の指導体制を整え、安全・安心で清潔な学習環境の整備、ルールやマナー及び授業規律の徹底に努める。

## イ 進路指導

- ① 生徒一人一人の自己実現のため、経験や体験を重視した特別活動を通して認知能力・非認知能力をバランスよく育み、自身の進路を主体的に選択できる力を付けさせる。
- ② キャリアプランニング能力を育成するために、三年間を見通した進路指導を実践する。
- ③ 地域貢献等を中心とする体験的な学習を通して、人間関係や社会性の形成能力を培う。

## （4）特別な配慮を必要とする生徒への指導

## ア 特別支援教育の充実に関わること

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心として生徒の状態や支援内容について共通理解するとともに教育支援体制を強化する。
- ② 教職員間の情報共有や特別支援教室担当教員と担任等との連携強化を図るとともに、関係機関との連携強化を進め、全教員の特別支援教育に対する理解度を高める。

## イ 帰国生徒や外国人生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ① 外国人生徒教育担当教員（英語科）が中心となり組織的な指導体制を整える。
- ② 日本語指導員による指導やタブレット端末の翻訳機能を活用し、生徒の日本語の習得、学校生活への適応を支援・援助する。

## ウ 不登校生徒への配慮に関わること

- ① 全教員と多様な人材による見守り、寄り添う指導によって、生徒との関わりを深め居場所づくりを進める。（ステップタイムの機能強化）
- ② 担任や不登校巡回担当教員、家庭と子どもの支援員を中心に、校内菜園活動、生徒の実態に応じた活動の実施や家庭訪問による生徒・保護者との関係作り等、地道な教育活動を継続する。